

資料④

学校給食法第9条に規定する「学校給食衛生管理基準」の遵守について

◎学校給食衛生管理基準（抜粋）

⑤廃棄物処理

- 一 廃棄物は、分別し、衛生的に処理すること。
- 二 廃棄物は、汚臭、汚液がもれないように管理すること。また、廃棄物のための容器は、作業後速やかに清掃し、衛生上支障のないように保持すること。
- 三 返却された残菜は、非汚染作業区域に持ち込まないこと。
- 四 廃棄物は、作業区域内に持ち込まないこと。
- 五 廃棄物の保管場所は、廃棄物の搬出後清掃するなど、環境に悪影響を及ぼさないように管理すること。

※仕様書記載の「残菜、廃品処理」の内容と合わせて、適切に処理をすること。